

先進的介護伴走支援事業公募型プロポーザル審査要領

(目的)

第1 本要領は先進的介護伴走支援事業公募型プロポーザルの実施にあたり、プロポーザルに参加した者（以下「参加者」という。）の中から優先契約候補者を選定するために必要な事項について定めるものとする。

(選定方法)

第2 選定にあたっては、提出書類の内容及びプレゼンテーション・ヒアリング等について評価し、優先契約候補者の選定を行う。

(確認及び審査実施者)

第3 参加者が、本公募型プロポーザルの募集にあたり定める応募要件を満たしていることの確認は、介護保険課が行う。

2 提出書類の内容及びプレゼンテーション・ヒアリング等の審査は、先進的介護伴走支援事業公募型プロポーザル審査委員会が行う。

(審査の基準)

第4 審査基準及び項目は、先進的介護伴走支援事業公募型プロポーザル審査基準表（別紙4）において定める。

(審査の方法)

第5 第4に定める審査の基準及び項目に基づき評価及び評点を行う。

2 評価は、参加者から提出された企画提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングに基づき、個別の審査項目ごとに評価及び評点を行う。

3 参加者が1者のみであった場合にも、企画提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングに基づく審査を実施する。

(優先契約候補者の選定)

第6 第5に定める審査の結果、各評価者が評価した評価点数を参加者ごとに合計し、その合計が最も高い参加者から合計点の高い順に順位を付し、当該順位が最も高い事業者を優先契約候補者とする。ただし、各評価者が付した評価点の合計が満点の100分の60に満たない参加者は、契約候補者としない。

2 前項の場合において、順位の合計点が高かった場合は、審査基準表の「企画提案の内容」の審査項目について、各評価者が付した評価点数の合計点が高かった参加者を上位の順位者とする。

3 前項の場合において、評価点数の合計点が高かった参加者が2者以上あった場合は、委員長の裁定により優先契約候補者を選定する。